

中国のレアアース管理に関する 政策の概要と動向

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2022年1月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

上海事務所

海外調査部

【免責条項】

本レポートは、森・濱田松本法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。
ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

本稿では、中国のレアアース管理に関する政策の沿革を紹介した上で、2021年1月に中国政府が公布した「レアアース管理条例」の意見募集稿¹の概要を紹介します。

1. レアアースとは

レアアース（中国語：「稀土」）とは、産出量が少なく、抽出が難しいレアメタルのうち、スカンジウム（Sc）、セリウム（Ce）、プラセオジウム（Pr）、ネオジウム（Nd）等17種類の金属を指します²。工業分野において、ハードディスクの研磨剤や、電気自動車のモーター用磁石の原料として利用される等、精密機器、電子機器などを製造する際に不可欠であるため、世界的に産業上重要な資源となっています。

一方、レアアースは単体として分離抽出することが難しいという性質があります。そのため、抽出・精製技術のレベルが低い場合や十分な設備投資を行わない場合、抽出の効率が低下する、または分離精製時に排出される廃ガス、廃水、放射性廃棄物、その他の廃棄物などによる環境汚染リスクが高まるといった問題が生じます。

中国は世界最大のレアアース生産国です。米国地質研究所（U.S. Geological Survey）のデータによると、2020年の中国のレアアース生産量は世界全体の約58%を占め、埋蔵量は世界総量の約37%を占めるとされています。また、中国税関の統計を基に中国の調査会社智研コンサルティングが整理したデータによれば、中国のレアアースの最大の輸出先は日本で、2020年における輸出総額の約49%を占めています。なお、輸出先2位は米国（約15%）、3位は韓国（約6%）となっています（いずれも金額ベース）。

2. 中国のレアアースに関する政策の沿革

(1) 輸出規制

中国は1980年代から、レアアースおよびレアアース関連製品に関する管理を行ってきました。初期には、輸出する際に国内流通過程に発生した増徴税等の還付など税制上の優遇等を行い、レアアースの輸出を奨励し、有効な外貨獲得の手段と位置付けていました³。その後、1990年代に入り、中国政府はレアアースの産業戦略上の重要性に着目し⁴、レアアースの採掘、輸出に対して、厳格な管理・規制を行うようになりました。

レアアースの過度の採掘、輸出による輸出価格の低下を受け、中国は1998年にレアアースに対して輸出割り当て制を導入。企業の生産能力を評価し、輸出数量枠を定める方法により、採掘と輸出の管理を開始しました。また、2006年以降、レアアースおよびレアアース関連製品に対する輸出関税を10%から徐々に15～25%へと引き上げました。

¹ 「本条例」は、意見募集を踏まえて内容が修正される可能性があります。正式な公布・施行までは法令としての効力を有しないため、今後正式に公布された法令および実務動向に注目する必要があります。

² 「本条例」28条では、「レアアースとは、ランタン（La）、セリウム（Ce）、プラセオジウム（P）、ネオジウム（Nd）、プロメチウム（Pm）、サマリウム（Sm）、ユウロビウム（Eu）、ガドリニウム（Gd）、テルビウム（Tb）、ジスプロシウム（Dy）、ホルミウム（Ho）、エルビウム（Er）、ツリウム（Tm）、イットルビウム（Yb）、ルテチウム（Lu）、スカンジウム（Sc）、イットリウム（Y）の17種の元素の総称を指す」と定めています。

³ レアアースの輸出税還付政策は、「一部製品の輸出還付税率調整に関する通知」（財務省、国家税務総局、財税[2005]75号2005年4月29日公布、施行）により廃止されています。

⁴ 有名な話として、1992年に鄧小平氏が中国南方を視察する際の講話（南巡講話）で、「中東には石油があり、中国にはレアアースがある」と発言し、レアアースの産業政策上の重要性を強調しました。

これに対し、日米欧は、中国のレアアース輸出割り当て制および輸出関税の賦課は、WTO ルールの違反に当たるとして、2012年にWTOに提訴。WTOは2014年に中国のレアアース輸出管理制度はWTOルール違反との判断を下し、中国は全面敗訴しました。これを受け、中国は2015年に輸出割り当て制を廃止¹、輸出関税も撤廃しました²。

代わって、2015年から、レアアースの輸出について輸出許可証制度が導入されました。輸出者は、輸出契約等をもって輸出許可証の申請が必要とされています。また、両用品目に該当する一部の品目に関しては、両用品目輸出管理許可証を別途取得する必要があります³。

なお、両用品目輸出管理許可証については、「[両用品目および技術輸出入許可証管理リストの概要](#)」をご参照下さい。

(2) レアアース産業政策

輸出規制のほか、中国は国内のレアアース産業に対し、生産の品質管理、採掘・生産量の管理を中心に産業政策の構築を行っています³。

すなわち、2000年代から、中国はレアアースの「実地調査、採掘、選鉱」について、外資参入を禁止しています⁴。2011年には「レアアース工業汚染物排出基準」⁵が公布され、生産技術および環境対策の産業参入基準を厳格化しました。レアアースの戦略備蓄体制の構築を始め、重要鉱区を戦略備蓄区域として、統一的に管理し、レアアース採掘、生産企業の統廃合を行いました。また、レアアース採掘、生産量の年間総量管理の下で、工業情報化部等が定め、国务院の批准を経た計画に基づく生産を行うこととされています⁶。

2015年以降、中国のレアアース採掘は、五鉱稀土集団、中国北方稀土集団、中国南方稀土集団などの6グループ⁸に集約されるようになりました。直近では、2021年12月23日に、国务院国有資産監督管理委員会が新たに「中国稀土集団」の設立を発表。6グループのうち中国稀有稀土、五鉱稀土集団、中国南方稀土集団の3社が「中国稀土集団」の傘下に入り、レアアース産業は、大手4社に集約されました。

¹ 「2015年輸出許可証管理貨物目録」（商務部、税関総署公告2014年第94号、2014年12月31日公布、2015年1月1日施行）

² 「一部製品の輸出関税調整に関する通知」（国务院関税税則委員会、税委会[2015]3号。2015年4月14日公布、2015年4月1日施行）

³ 「2022年輸出許可証管理貨物目録」（商務部、税関総署2021年第50号、2021年12月31日公布、2022年1月1日施行）一（七）によれば、セリウムおよびセリウム化合物に関しては、両用品目および技術輸出許可証を取得する必要があると規定されている。

³ 「レアアース産業の持続的かつ健全な発展促進に関する若干の意見」（国务院、国発[2011]12号、2011年5月10日公布、施行）

⁴ 「外資投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」（国家発展改革委員会、商務部令2021年第47号、2021年12月27日公布、2022年1月1日施行）においても、禁止されています（2項）。

⁵ 「レアアース工業汚染物排出基準」（環境保護部公告2011年第5号、2011年1月24日公布、2011年10月1日施行）

⁶ 「レアアース指令性生産計画管理暫定規則」（工業情報化部、工信部原[2012]285号）4条、15条

⁸ 中国稀有稀土、五鉱稀土集団、中国北方稀土（集団）高科技、厦門鋳業、中国南方稀土集団、広東省稀土産業集団の6社

3. 「レアアース管理条例」の制定

(1) 背景

前述のように、中国は、2000年代からレアアースについて多方面での管理を行っています。しかしながら、根拠となる統一的な上位法令は制定されておらず、各管理部門により公布された複数の法規、通知、通達等に基づいて管理が行われてきました。

こうした中で、レアアースの管理に関する統一的な法律を制定するべく、工業情報化部が2021年1月15日に「レアアース管理条例」（意見募集稿）（以下、「本条例案」）を公表しました（募集期間は同年2月15日終了）。

工業情報部は「本条例案」付属の文書において、以下の3点を挙げ、立法の必要性を説明しています。

- ・国家利益と戦略資源産業の安全を守る観点からレアアースの統一的な管理が必要となっている。
- ・無許可の採掘、生産、取引に対する取り締まりを強化し、法律に則ったレアアースの生産経営秩序の規範化を行う必要がある。
- ・レアアースの採掘、抽出・分離のみならず、備蓄、流通、二次利用、輸出等を含むサプライチェーン全体の管理を行う必要がある

(2) 意見募集稿の概要

「本条例案」は、全29条で構成され、中国国内のレアアースの採掘、抽出・分離（以下「生産」）、総合的な利用、流通などに適用されるとしています（2条）。

この他、主な内容は以下のとおりです。

(ア) 国務院によるレアアース共同管理メカニズムを構築。他方で、各県級以上の政府における工業情報化主管部門および発展改革、公安、財政、自然資源、生態環境、商務、応急管理、国有資産、税関、税務、市場監督管理などの部門は、各部門の責任範囲内においてレアアース管理に関する業務を遂行する（3条）。

(イ) 国による総量指標管理を実施。産業政策、市場の需要などに基づいて、レアアースの採掘総量指標および生産総量指標を定める。同指標に基づき各地域、各企業への配分案を確定し、各企業により実施する（8～10条）。

※なお、工業情報化部および自然資源部は、「本条例案」の公布前から、毎年レアアースの採掘、生産の総量コントロール指標を公布しており、「本条例案」は、従来の制度を踏襲したと考えられます¹。

また、「本条例案」では、「自然資源および生態環境保護のため、国は、レアアースの採掘、生産を制限または停止させる必要措置を講じることができる」と定め、レアアースの採掘、生産の制限、停止の法的根拠を明記しました。

¹ 本条例案の公表後「2021年レアアース採掘、抽出・分離総量コントロール指標通達に関する通知」（工業と情報化部、自然資源部、工信部聯原[2021]123号）が公布されています。

(ウ) 違法に採掘、生産されたレアアース製品の取引禁止、製品追跡システムの構築など、サプライチェーン全体に関する原則的な管理規定を制定（11～14条）。

(エ) 輸出における対外貿易、輸出管理などの法律法規の遵守（15条）。

※2020年12月に発効した「輸出管理法」を意識した規定とも考えられます。

(オ) レアアース鉱山およびレアアース製品の戦略備蓄の実施。戦略備蓄の対象とされた鉱山は保護され、採掘の実施には国務院自然資源部門による認可が必要。またレアアース製品の戦略備蓄に関しては、従来の政府備蓄に加え、企業備蓄制度を新たに構築（16条）。

(カ) 国が規定し配分した指標に基づかないレアアースの採掘、生産、違法な取引、戦略備蓄の無断使用、監督管理の妨害行為などに対する法的責任を明確化。違法所得の没収、違法所得の同額以上5倍以下の過料、営業許可の取消などの処罰を規定（21～26条）。

「本条例」は、2021年6月に公表された国務院年度立法計画では、2021年度中に制定される見通しとなっていました。しかしながら、本稿執筆時点（2022年1月）では公布されておらず、審議が続いているとみられています。立法動向について引き続き注目する必要があると考えます。

森・濱田松本法律事務所
弁護士 石本 茂彦
弁護士 鈴木 幹太
中国律師 沈 暘

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210070>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp